

〈周知・注意喚起：海外渡航中止要請徹底の継続について〉（6/10）：理

\*\*\*\*\*

教職員各位

理学研究科長

海外渡航中止要請徹底の継続について

学生・教職員の海外渡航については、3月の本部通知に基づき、当分の間中止するよう強く要請してまいりましたが、このたび大学本部より、引き続き、国・地域を問わず、所属構成員の不要不急の海外渡航（私事渡航を含む）を中止することを強く要請する旨、下記のとおり続報通知がありましたのでお知らせいたします。

この通知を踏まえ、学生・教職員が、やむを得ない理由により海外渡航が必要な場合は、引き続き、当職（当職への連絡先については、下記参照）まで事前にご相談いただきますようお願いいたします。

そのうえで、やむを得ない渡航と判断したものについては、当職から大学本部の理事（人事労務・環境安全・施設担当）へ相談をいたします。

【部局長への海外渡航に関する事前相談窓口】

- ・学生の場合：教務課 学生支援係：[sci-sien@grp.tohoku.ac.jp](mailto:sci-sien@grp.tohoku.ac.jp)
- ・教職員の場合：総務課 運営支援係：[sci-unei@grp.tohoku.ac.jp](mailto:sci-unei@grp.tohoku.ac.jp)

以上、どうぞよろしく願いいたします。

\*\*\*以下、大学本部の通知\*\*\*\*\*

令和2年6月8日

各部局の長 殿

本部事務機構各部（室）長 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

海外渡航中止要請徹底の継続 について（通知）

新型コロナウイルス感染症の世界各地における感染拡大に伴う海外渡航中止要請及びその徹底については、令和2年3月16日付け通知及び令和2年3月19日付け通知にて周知しているところです。

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）が3月11日にこの感染症がパンデミックと形容されると評価した後も世界的な広がりを見せており、警戒が必要な状況が続いていることから、6月5日現在、外務省より発出の各国に対する感染症危険情報について、「渡航中止勧告」への引き上げ又は「不要不急の渡航中止」が継続されています。このような状況に鑑み、本学では引き続き、国・地域を問わず所属構成員の不要不急の海外渡航（私事渡航を含む）は中止することを強く要請します。なお、やむを得ない理由により海外渡航が必要と貴職が判断する場合には、事前に当職まで相談願います。

また、学生の海外渡航についても、上記同様の取扱いをお願いいたします。おって、海外渡航中の構成員が在籍する部局においては、引き続き当該構成員の渡航状況を把握し、入国に際しては、部局ごとに定めた新型コロナウイルス感染症防止対策等に基づき、適切に対策を講ずるようお願いいたします。

\*外務省海外安全ホームページ

2020年6月5日付け「各国に対する感染症危険情報の発出」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html>

\*\*\*\*本部通知ここまで\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

東北大学 理学部・理学研究科 総務課

総務企画係 千葉・阿部・甲斐・近藤・八野

〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3

TEL：022-795-6346

FAX：022-795-6363

E-mail：[sci-syom@grp.tohoku.ac.jp](mailto:sci-syom@grp.tohoku.ac.jp)